

平成19年6月1日

各 位

東京都千代田区岩本町一丁目6番3号
株式会社サンライズ・テクノロジー
代表取締役社長 梶 本 誓
(コード番号: 4830)
問い合わせ先: 取締役管理本部長 本 間 昭
(03) 5820-1351

第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成19年6月1日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社は、平成19年5月24日に突然、大阪証券取引所より上場廃止決定の発表を受けました。

当社は、平成18年9月期決算において連結、単体で黒字を計上するなど、ようやく会社の将来に明るさが見え始めてきたところに、誠に残念な発表と考えております。また、仮に上場廃止となれば、回復基調にあった当社に対する評価が下落し、特に資金調達面で厳しい局面がある場合も予想されます。

そこで今般、第三者割当による新株予約権を発行し、将来の資金調達の方法を確保しておくことを目的として新株予約権の発行を行うことを決議しました。

なお、今回の新株予約権の割当先である株式会社アイエス投資サービスからは、当社が、仮に上場廃止になった場合においても引受を行う旨の確認をいただいております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式240,000,000株(新株予約権1個につき1,000,000株)

(2) 発行総数 240個

(3) 発行価額 1個につき10,000円(1株につき0.01円)

(4) 新株予約権の発行価額の総額 2,400,000円

(5) 申込期日 平成19年6月18日

(6) 払込期日 平成19年6月18日

(7) 新株予約権の行使に際して払込金額の総額 960,000,000円

(8) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

当初1個につき4,010,000円(1株につき4.01円)

(9) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 962,400,000円

(10) 行使期間 平成19年6月19日から平成20年6月18日まで。

(11) 新株予約権の行使条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

(12) 新株予約権の取得できる条件

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継されない場合、または、当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる場合は、その議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で取得することができる。

(13) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(14) 新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際し払込金額の算定理由

当社のここ1年あまりの株価推移状況から見て、ブラック・ショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、また、当社が置かれている財務状況及び今後の見通しを踏まえて発行価額は1個につき10,000円といたしました。また、新株予約権の行使の際の1株当たりの払込金額については、当初、発行決議の取締役会開催の直前営業日である平成19年5月31日の大阪証券取引所における当社普通株式終値の100%である4円といたしました。

(15) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額（以下「払込金額」という。）

新株予約権1個につき、金4,000,000円 なお、新株予約権行使により発行する当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「当初行使価額」）は、本項①により決定された額とする。但し、本項②及び③により行使価額が修正及び調整された場合の新株予約権の目的たる株式の数は、新株予約権の払込金額を調整された行使価額で除した数とする。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

① 当初行使価額は、1株につき金4円とする。

② 行使価額の修正。

行使価格は、行使請求期間中、大阪証券取引所における当社普通株式の終値がその時点で有効な行使価格を下回った場合、翌営業日よりその価格に修正される。

③ 行使価額の調整。

当社が新株予約権発行日後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を発行または処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価額} + \text{既発行株式数} \times 1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額は、当社普通株式の分割、併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由を生じた場合にも適宜調整される。

(16) 募集方法 第三者割当の方式による。

(17) 割当先及び割当数 株式会社アイエス投資サービス 240個

(18) 新株予約権の行使請求受付場所 当社本社

(19) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する

事項

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本金に計上しない額は、当該発行価額より資本金に計上する額を減じた額とする。資本金に計上する額とは当初は4円とする。

(20) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

(21) 新株予約権証券の割当日 平成19年6月18日

(22) 前記各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

3. 新株予約権発行日程

平成19年6月1日	取締役会決議・有価証券届出書提出（関東財務局）
平成19年6月17日	有価証券届出書効力発生日
平成19年6月18日	申込期日・払込期日・新株予約権発行日
平成19年6月19日	新株予約権行使開始日 権利行使期間（平成19年6月19日～平成20年6月18日）

4. 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		株式会社アイエス投資サービス
割当新株予約権数		240個
新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額		962,400,000円
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区京橋三丁目9番7号
	代表者の氏名	代表取締役社長 井桁 良雄
	資本の額	10,000,000円
	設立年月日	昭和24年6月16日
	事業の内容	投資業
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 -
		割当予定先が保有している当社の株式の数 -
	取引関係等	該当事項はありません

5. 新株予約権権利行使による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	186,860,992株
（現在の資本金	4,890,485千円）
新株予約権権利行使による増加株式数	240,000,000株
（増加資本金	481,200千円。当初行使価額の1株につき4円にて計算）
新株予約権権利行使による発行済株式数	426,860,992株
（増加後資本金	5,371,685千円。当初行使価額の1株につき4円にて計算）

6. 調達資金の使途

- (1) 払込金額の総額962百万円（当初行使価額の1株につき4円にて計算）から発行諸費用（概算額）85百万円を控除した差引手取金額877百万円の資金使途につきましては、全額を事業用運転資金とする予定です。

(2) 第7回新株予約権の資金調達の使途

第7回新株予約権の本日現在までの権利行使による払込金額1,584百万円、新株予約権の発行価額の総額20百万円の合計1,604百万円については、事業用運転資金485百万円、借入金返済574百万円、連結対象子会社への貸付金として545百万円であります。

(3) 業績に与える影響

資金調達面での不安を払拭した上で、業務に邁進してまいり所存であります。

以上